

【第 1 報告】

J A ふうおか八女の地域農業振興計画と地域営農センターの役割

J A ふうおか八女農業振興課 津城正栄

■ J A ふうおか八女の概況

J A ふうおか八女は福岡県の南部に位置しており、非常に交通の便に恵まれている。平成 8 年 4 月に 8 J A が合併して誕生した。八女地域の年間平均降水量は 1700~1800mm、平均気温が 15~16℃と、非常に多様な作物に適した気候だ。東部は中山間地域で八女茶の栽培が盛ん。西部の平たん地域には米・麦、大豆の土地利用型作物をはじめ、さまざまな施設園芸がある。

平成 25 年 3 月末で、組合員数が約 2 万 6000 名。どこの J A も同じ傾向にあると思うが、現在は正組合数と准組合員数が逆転してしまっていて、平成 16 年から准組合員のほうが多くなっている。そういうこともあって、平成 23 年に新規組合員の加入推進運動を実施し、約 1200 名の組合員を獲得している。それでも、正組合員数は約 1 万 2000 名。

平成 24 年度の販売事業の取扱高は 251 億。直販部門がそのうちの 55 億を占めている。東京事務所のメンバーが非常がんばっているのも、その比率は年々高まっていくと思っている。

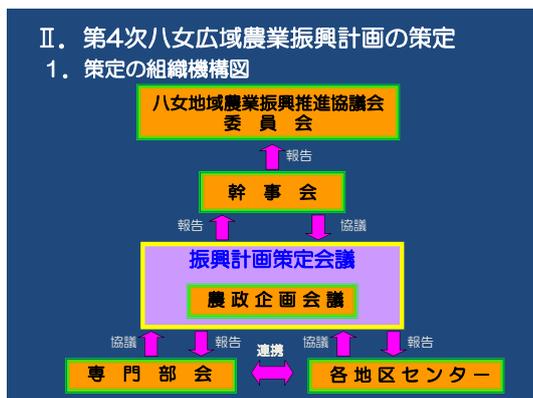


■ 八女地域の農業をどうしていくか——第 4 次八女広域農業振興計画の策定

平成 25~29 年の八女地域の農業をどうしていくかを表そうと、第 4 次の八女広域農業振興計画を策定した。この計画は J A だけではなく、行政、普及センターなどの関係機関も一体となって作成している。作成の母体は、八女地域農業振興推進協議会。主な組織として、一番上に委員会があり、その下に幹事会、その下に農政企画会議、その下に専門部会が位置づけられている。専門部会には、普通作部会や果樹部会、野菜部会など 8 部会があり、主



なメンバーは指導員、普及センター技術者で、実際の実行部隊となっている。この専門部会が各地区のセンターに駐在している指導員と連携をとりながら、実際の活動を行っている。農政企画会議は、主に行政や関係機関の係長、J A の課長が中心となり、活動を企画している。幹事会は、主に行政の課長や J A の部長がメンバーで、農政企画会議からあがってきた議案について検討する、実質的な決定機関だ。委員会は、行政の組長、J A 組合長、関係機関の長などで構成され、最終決定機関となっている。今回の振興



計画の策定では、農政企画会議のメンバーに J A の課長や行政の課長など関係スタッフを加えた振興計画策定会議を構成し、ここで主に作成した。

振興計画の策定の手順としては、まずは、5 年後の八女の農業がどうなっているのかということを知るために、意向調査を実施した。振興計画はだいたい 1 年前から策定にかかるわけだが、平成 23 年 12 月に意向調査を実施し、平成 24 年 2 月に取りまとめた。全部会員を対象に実施し、4462 戸の方から回答をいただいた。回収率は 81%。その結果を一部ご紹介しよう。

現在、八女地域の農業従事者は 55%が 60 代以上で、おそらく 5 年後は 60%を超えると予想される。逆に、20 代・30 代は 5%にも満たない状況。「農業後継者はいますか」という質問に対して、「いない」と答えた方が 6 割だ。「3 年後、5 年後の経営規模はどうお考えですか」という質問でわかったことは、現在、作物全体の面積が 3000ha あるが、3 年後はその約 1 割が減少、5 年後には約 2 割が減少する。経営規模についても、「現状維持」が 53%、「縮小・やめる」が 37.6%と、非常に厳しい結果が出た。

こうしたことを踏まえて、基本方針を設定している。我々が描く「5 年後の八女地域の農業はこうありたい」「こうあるべきだ」というシミュレーションと、先ほどお話しした意向調査のギャップを穴埋めするものと位置付け、時間をかけて作成した。こうして設定した次の 5 つの基本方針が振興計画の骨子となる。

(1) **消費者ニーズに対応した八女地域農産物の生産と競争力強化**：農畜産物の生産現場としての考え方。生産現場としてどうあるべきかを考え、新品種や優良品種、新技術といった内容になっている。

(2) **八女地域農産物の拡大販売とブランド化**：販売面の骨子である。

(3) **多様な担い手に対応した農業経営の推進**：今後、5 年間でどのように担い手と対応していくのかということで、新たな法人の設立や雇用型経営の促進、新規就農者、担い手への農地集積といった内容。

(4) **女性の活躍、地域資源の活用で農業・農村の活性化**：女性の農業への参画の場を増やすことと地域資源を活用した 6 次産業の推進といった内容。

(5) **地域住民と共生する八女地域農業の創造**：学校給食や直売所、有害鳥獣対策となっている。

以上 5 つを今後 5 年間の基本方針ということで定めているが、もうひとつ基本方針として付け加えたのが、「九州北部豪雨災害からの早期復興」だ。実は昨年 7 月 13~14 日に九州北部に大雨が降り、大変な災害が発生した。作物の被害から施設の被害、樹体被害など、合計で約 18 億の被害が出ている。これはあくまでも農産物等への直接被害である。さらに、家屋や主幹道路、ライフラインまで合わせると、約 300 億以上の被害額となる。現在、激甚指定を受けて復旧の最中だが、まだまだ進んでいないのが実態。J A としても平成 25 年度を復旧元年という捉え方で取り組んでいるところだが、おそらく 4~5 年はかかるのではないかと考えている。

次に、この基本方針を具体的に実行するための対策として、3 つほど掲げている。

①**品目別の課題と振興方策**：専門部会と打ち合わせをしながら定めていった。

②**市町別の振興方策**：市町が中心となってつくったが、各市町とも特徴のある動きをしている。それをまとめる。

③**モデル類型と経営指標**：一定の成果目標を定めて、品目ごとにそれぞれ、その目標をクリアしていくためにはどういう作物の組み合わせがいいかということを表している。

そして、この振興計画の進捗を管理をしていくために、「進捗管理の評価項目」という別冊をつくり、事細かに進捗状況を見ていくようにしている。これは、基本方針に対して、進捗状況の評価していく指標をそれぞれ示している。

たとえば、基本方針の(1)「消費者ニーズに対応した八女地域農産物の生産と競争力強化」には、新品種導入面積、新技術導入面積、土壌分析の実施点数といった項目で進捗管理をしていく。それぞれ、平成 23 年の実績と 29 年の目標数値を明示している。

同じように、5 つの基本方針すべてに対して、評価項目を設定している。各年度ごとに数字を取りまとめ、平成 29 年度の目標数値と比較しながら進捗状況を見ていく。特に数字が伸び悩んでいるところには、それぞれ対策を打っていくことになっている。

ただし、この進捗項目が 100%クリアできれば本当に八女の農業が順調なのかという点については、私は疑問に思っている。最終的には、八女地域農業振興推進協議会のなかで、振興計画を見ながら十分に実践していかなければならないと考えている。

■地域営農センターの役割 1 : 地域水田農業ビジョンの実践

地域営農センターは、私たちのところでは「地区営農センター」という呼び名で、日頃は「地区センター」と呼んでいる。

各地区では「地域水田農業ビジョン」を策定している。これは、地区センターだけではなく、地区に該当する行政なども一緒に作成している。そして、これを実行するために、主に次の 3 つのことに取り組んでいる。

(1) 地域水田農業推進協議会の運営：「地域水田農業ビジョン」は、この地域水田農業推進協議会で作成している。実践内容としては、国策への対応として、平成 25 年度からの経営所得安定対策など各地域への説明会、加入推進の申請書作成など。また、新技術の導入。特に米・麦・大豆が中心だが、たとえば乾田直播といった技術の導入、米・麦の品種誘導、米の生産調整など。もう 1 つは、人・農地プランの策定と実践だ。今回、中央会から地域営農ビジョンが示されて、これについては人・農地プランを包含したところの地域営農ビジョンをつくらうとしており、平成 25～27 年度がその運動期間になっている。これについても、地区センターの担当者を全員集めて説明をし、現在、各地区ごとに地域を選定して取り組もうとしている。

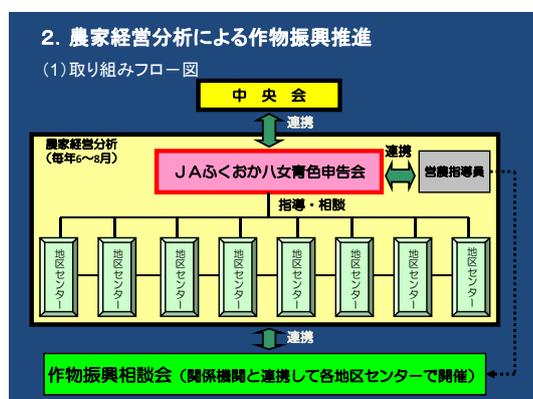
(2) 生産組合連絡協議会の運営：組織リーダーの研修会を年に 2 回ほど、あとは集落営農組織の法人化への推進に取り組んでいる。平成 24 年度末で、土地利用型の法人が 18 ある。平成 25 年度についてはさらに 3 法人が設立予定で、25 年度末には 21 法人になるのではないかと。それと、そういった法人への新規野菜の導入、あるいは既存の野菜の面積拡大などに取り組んでいる。

平成 24 年度の法人における野菜の取組状況をみると、9 品目の野菜に取り組んでいるが、まだまだ取組法人数も少なく面積も少ないため、これについてはできるだけ力を入れていきたいと考えている。特に、こういった野菜についてはなるべく契約販売を取り入れて、法人が安定した収入を得られるような対策を打っている。

(3) 担い手への農地集積：農地利用集積円滑化事業の活用ということで、平成 22 年 6 月の総代会で JA が円滑化団体になった。出し手が 332 人、受け手が 20。ほとんどを法人に集約している。面積は、平成 25 年度末で 220ha だ。

平成 23 年は、こういった円滑化団体をとおして 6 年間の利用権設定をすれば、国から 2 万円の利用集積交付金が出た。それを団体が受けて、出し手と受け手にそれぞれ 1 万円ずつ助成をしたのだが、そのときに多くの面積を集積することができた。23 年度に一気に集積して、24 年度は 10 数 ha という状況だ。

■地域営農センターの役割 2：農家経営分析による作物振興推進



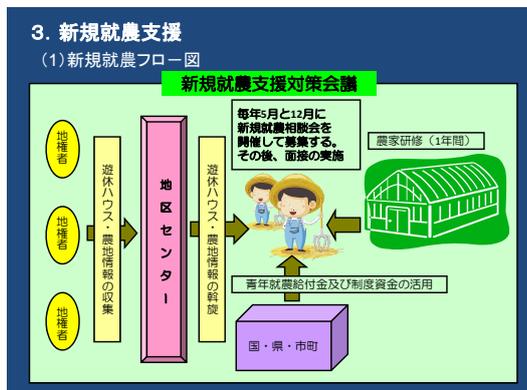
青色申告会が中央会と連携しながら、現場の各地区センターで各地区の指導員、青色申告の担当者が中心となって、経営分析に取り組んでいる。6 月～8 月がその時期なので、ちょうど今、25 年度の経営分析にとりかかっているところだ。

実際に経営分析をしてみると、たとえばイチゴであれば青色申告の担当者イチゴの指導員が入って経営分析をするのだが、「もう少し違う作物を導入したい」といった話も出てくると、イチゴの指導員では対応しきれない。だから、「今後新しい作物を導入したい」、あるいは「導入させたい」という人には、作物振興相談会に行ってもらおうようにしている。経営診断でそういう希望のある方は、すべて作物振興相談会に来てもらっている。

作物振興相談会は年に 2 回、8 月と 2 月に地区センターで開催している。これも地区が中心となっている。当然、このなかには普及センターも入っている。普及センターは「経営シミュレーション」というシステムを開発していて、そこに労働力や組み合わせたい作物など入力すると、自動的に数字が表示され、「年間の雇用人数がこれだけ足りない」「収益はこのくらい」というようなことを見ることができる。そういったシステムをつかって作物の相談会を実施している。

平成 24 年度は九州北部豪雨災害があったので、こういった作物振興相談会とあわせて農業相談会を実施した。農業相談会では、農地やハウスが流された方などがたくさん来て、「JA なんとかしろ」といろいろとご指導いただいたところだ。これについては、実際に農地やハウスが流されてそこにはもう新しく施設は建てられないという方もたくさんいるため、「どこかに団地をつくってくれないか」といった要望が多く出た。こういった課題については、今後、作物振興とあわせてところで検討したいと考えている。

■地域営農センターの役割 3 : 新規就農支援



関係機関と連携して「新規就農支援対策会議」を設立している。このなかでの地区の役割は、遊休ハウスや農地の情報収集と新規就農者への斡旋。新規就農相談会は年2回、5月と12月に開催しているが、新規就農を希望する方はまずここに来て、その後、面接をして、農家で1年間の研修をする。イチゴを希望される方はイチゴ農家で、トマトを希望される方はトマト農家で1年間研修したあと、遊休施設等をつかって就農するというシステムになっている。研修の間は、青年就農給付金など国・県・市町の制度資金を

活用し、年間180万円の助成をしている。

平成24年度は13名が相談会に来て、1年間の研修を終え、今年度、そのうちの9名が就農する。4名がリタイアしたが、研修途中で辞めた方もいるし、資金がなかったという方もいる。手持ち資金に200万～300万円は必要だ。制度資金の活用もあるが、これは就農計画を立てて知事の認可を受け、認定就農者にならないといけないので、非常にハードルが高い。だから、すべての人が受けられるわけではない。だからやはり、ある程度手持ち資金がないと厳しい面があるのではないと思う。

新規就農者9名の内訳は、イチゴが5名、トマト3名、果樹1名。これはあくまでも農外からの就農ということだが、そのほかに親元就農が11名いるので、両方を合わせれば、ふくおか八女管内の25年度の新規就農者は20名。

イチゴに新規就農する5名は、すべて遊休施設を利用する。ただし、そのうち1名は、JAのリース事業をつかって育苗施設や採苗施設をつくる。トマトは3名だが、実質は夫婦1組と1人。研修の途中で仲良くなって結婚した。夫婦は遊休ハウスをつかって就農するが、もう1人はJAのリース事業をつかった就農を計画している。ナシ・ブドウの方は借地をつかって就農する。JAリース事業というのは県単の事業で、3件なければその事業を受けることができない。ある法人がちょうど施設を建てるので、それを合わせて3件にして、JAのリース事業を受けることにしている。ちなみに、平成25年度も5月19日に新規就農相談会を開催した。このときは11名が相談に来て、すでに面接を始めている。1名がリタイアしたが、10名を研修に送り出す予定だ。

今後の方針としては、平成26年度に、新規就農者のための研修施設をつくることを計画し始めている。先ほど申したように、現在は農家で1年間の研修をしてもらっているが、これについてはメリットとデメリットが非常にある。農家の研修に行けば地域になじみやすく、先生ができるので、後から相談しやすいというメリットがある。しかし、技術的に言うと受け入れ農家の癖があるというデメリットもあるし、そもそも受け入れ農家自体が減少傾向にある。そこで、研修施設を計画しているということだ。

■地域営農センターの役割 4 : 労働保険事務組合の取組み

労災については、平成22年4月に事務組合を立ち上げ、事務局は農業振興課で担当している。指定

農業機械については、指定された機械での事故が対象だから、田植機やブームスプレーヤー、コンバインなどが中心となる。加入しているのは、ほとんどが集落営農組織の構成員、集落営農組織のオペレーターだ。特定農作業については、お茶関係。現在、お茶はほとんど乗用管理機でやっているが、それは指定農業機械に含まれないので特定農作業になる。中小事業主は、お茶工場の経営主が加入している。

労災保険、雇用保険は、個別農家の加入が非常に増えてきている。なぜかという、特に規模拡大をしている雇用型経営のところは「農の雇用事業」を利用して、多く雇用している。国の要件として「労災と雇用保険に加入しなさい」ということになっているので、こちらで加入されているということだ。ただし、手数料を取るの、直接、自分が基準監督署などに行ったりハローワークに行ったりして申請をしている農家もかなりある。ちなみにうちの手数料は、特別加入は 1 人あたり 1000 円。一般加入は確定保険料の 10%。たいしたことはないが、年間 50~60 万円の収益になっている。

労災における地区センターの役割としては、まずは加入推進の説明会を毎年 7 月頃に開催している。昨年は災害の関係で開催は中止したので、24 年度はあまり加入がなかった。それ以外は、毎年 7 月に開催していて、そのときに、部会、地区の担当者呼んで説明をする。そして、部会の担当者は自分の部会に、地区の担当者は集落組織や法人に説明して取りまとめを行なう。それを農業振興課にあげてもらって、こちらが申請書をつくって基準監督署やハローワークに提出するという流れになっている。

事故は非常に多い。うちでも年間 10 件以上ある。農業新聞でもヒヤリハットということで特集されていたが、本当に農作業の事故は多いと思う。そのほとんどが農機具によるものだ。事故が発生した場合は、まず地区センターに連絡が入っている。地区センターが連絡を受けて、事故の対象者と会って状況の聞き取りをして、書類を作成する。入院した場合は、病院まで出向く。作成した書類は農業振興課にあがって、確認後、労働基準監督署に提出するという流れになっている。年度更新については、農業振興課で対応している。

以上のようなことが、地区センターの業務になっている。

■まとめ

第 4 次振興計画については、絵に描いた餅にならないよう、地域振興推進協議会を中心に実践管理をしていくことが最も重要になってくると考えている。

また、本店と連携しながら、地区センターを核とした担い手の創出および育成をする。それぞれ各地区の特徴を出しながら、法人や新規就農者といった担い手を育成していく。

平成 25 年度から始めようとしているのが、JA ふうおか八女にある 21 の各支店を拠点とした JA ファンづくり運動の展開だ。地域住民を対象としたイベントなどの取組みを始めることにしている。そうしたなかで、JA ファンを獲得したいと考えている。